

『障がい者の福祉』について関心と理解を深めましょう！

— 12月3日～9日は『障害者週間』です —

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

障がい者虐待を発見したら通報を！

『障害者虐待防止法』で虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には、通報が義務づけられています。気付いた人は、速やかに町役場または『柳井圏域障害者虐待防止センター』に通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

(社会福祉法人城南学園内)

☎ 52-2678 (24 時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での障がい者虐待とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者（雇用主など）からの虐待

■具体的な障がい者虐待の例

【身体的虐待】平手打ちされる、殴られる、蹴られる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる、火傷・打撲させられるなど

【性的虐待】お尻や胸を触られる、裸の写真を撮られる、わいせつな言葉を言われるなど

【心理的虐待】怒鳴られる、悪口を言われる、意図的に無視されるなど

【経済的虐待】お金を取られる、お金を渡してもらえないなど

【放任・放棄（ネグレクト）】お風呂に入れさせてもらえない、ご飯を食べさせてもらえないなど

『障害者差別解消法』をご存知ですか

この法律は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指したものです。

『障害者差別解消法』では、どんなことが差別になるのかを、きちんと判断できる物差しを定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。

田布施町人権を考えるつどい

問社会教育課 ☎ 52-5813

問町民福祉課 ☎ 52-5810

人権意識の高揚を図り一人ひとりが大切にされる町づくりを推進するため、人権を考えるつどいを開催します。

※令和 7 年度人権啓発活動地方委託事業として開催します。

◇日時

11 月 22 日（土）午後 1 時 30 分～午後 4 時

◇場所 西田布施公民館

◇内容

①小・中学生の作品の表彰および発表（作文・啓発標語・詩）

②記念講演 『歩（あゆみ）と生きる』

・講師 公益社団法人山口被害者支援センター直接支援員／中谷 加代子 氏

◇主催 田布施町、田布施町教育委員会、山口地方法務局周南支局、周南人権擁護委員協議会、周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会

◇共催 田布施町人権教育推進協議会

11 月 11 日（火）～17 日（月）は山口県部落差別解消啓発週間です

問総務課 ☎ 52-5802

県民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立って、全県的に各種啓発行事が行われます。

◇テーマ

『人間尊重の視点に立った心豊かな地域社会をめざして 部落差別の解消に関する正しい理解と認識を』

～『部落差別解消推進法』施行～

配偶者や交際相手からの暴力（DV）に悩んでいませんか？

11月12日（水）～25日（火）は、『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。

配偶者などによる暴力の根絶、被害者の保護・支援を充実させるため、相談窓口を設置しています。専門の相談支援員があなたの悩みに寄り添います。ひとりで抱え込まず、下記の相談先にご相談ください。

■山口県男女共同参画相談センター

電話相談	電話番号	受付時間
DV ホットライン（緊急用）	☎ 0120-238122	◇平日 午前8時30分～午後10時 ◇土・日曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
DV 相談専用ダイヤル	☎ # 8008（短縮ダイヤル）または ☎ 083-901-1122	
性暴力相談専用ダイヤル 『あさがお』	☎ # 8891（短縮ダイヤル）または ☎ 083-902-0889	24時間365日受付

◇面接相談（要予約） 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

◇専門相談（要予約） 面接

弁護士による法律に関する相談、医師による健康に関する相談、心理の専門家によるこころの相談

■内閣府 DV 相談+（プラス）

相談方法	電話番号・アクセス方法	受付時間
電話相談	☎ 0120-279-889	24時間受付
SNS 相談（チャット）	https://soudanplus.jp	正午～午後10時
メール相談		24時間受付

■警察署

電話相談	電話番号
緊急時（柳井警察署）	☎ 23-0110 または 110 番
レディース・サポート 110	☎ 0120-378387 または ☎ 083-932-7830
警察総合相談	☎ # 9110（短縮ダイヤル）または ☎ 083-933-0110

■総務課 ☎ 52-5802

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日、年末年始を除く）

11月25日（火）～12月1日（月）は犯罪被害者週間です

犯罪被害にあわれた人は直接の被害だけでなく、生活に困ったり、こころにダメージを負ったり、様々なお困りごとを抱え、周囲のサポートを必要としています。まずは、知ってみませんか。

◇問合せ先 総務課 総務係 ☎ 52-5802



▲ギュっと CH ホームページ

『誰か』のことじゃない。

12月4日（木）～10日（水）は『第77回人権週間』です

人権擁護委員による『特設人権相談所』を開設します。

◇日時 12月15日（月） 午前10時～午後3時

◇場所 町役場会議室棟A

◇相談内容 人権、法律、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配ごと

◇問合せ先 町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811